

岸和田城周辺インバウンド観光推進に係る調査及び検証等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「岸和田城周辺インバウンド観光推進に係る調査及び検証等業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 岸和田城周辺インバウンド観光推進に係る調査及び検証等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約日から令和2年3月31日まで

3. 予算額

委託料の上限は 18,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール（予定）

公募の開始	令和元年6月3日（月）
現地説明会	令和元年6月14日（金）13時30分から
参加申込書受付期限	令和元年6月28日（金）17時まで
質問受付期限	令和元年7月12日（金）17時まで
質問最終回答	令和元年7月17日（水）17時まで
企画提案書等提出期限	令和元年7月24日（水）17時まで
プレゼンテーション	令和元年7月31日（水）（予定）
審査結果通知	令和元年8月5日（月）（予定）
契約締結	審査結果通知後速やかに
契約期間（予定）	契約日～令和2年3月31日（火）

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となる者とする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とし、個人での応募は受けません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続き開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

(6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

(7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。

(8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(9) 過去 3 年間に於いて、観光振興を目的とした賑わいづくりやまちの魅力向上に関する事業を実施した実績があること。※自治体からの受託事業等に限らない。

6. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1

岸和田市魅力創造部観光課

電話 072-423-9486 FAX 072-423-2384

メールアドレス kankou@city.kishiwada.osaka.jp

(2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出してください。なお、本市で平成 31 年度入札参加資格審査申請を行っている場合、イ～オは提出不要とする。

提出期限		提出書類	部数	注意事項
令和元年 6月28日	ア	参加申込書（様式1）	1部	
	イ	法人の登記事項証明書	1通	・発行日より3ヶ月以内。写し可。
	ウ	法人税、消費税・地方消費税の納税証明書（その3の3）	1通	
	エ	誓約書（様式2）	1通	
	オ	法人市民税の完納証明書	1通	・岸和田市内に事業所を有する場合のみ。 ・発行日より3ヶ月以内。写し可。
	カ	会社概要書（様式3）	1部	
令和元年 7月24日	キ	業務実績報告書（様式4）	1部	・直近3年以内の実績を記載。
	ク	業務実施体制（様式5）	1部	
	ケ	企画提案書	11部	・提案者名を記載したもの1部と記載していないもの10部。 ・A3版又はA4版で提出し、A4版に換算して表紙を除いて20ページ

				以内とする。
	コ	価格見積書	11部	<ul style="list-style-type: none"> ・社印・代表者印を押印したもの1部と、社名を特定できないもの10部。 ・合計金額（消費税及び地方消費税込み）と内訳が記載されたものであること。 ・受益者負担が発生する事業を実施する場合は事業毎の収支内訳も記載すること。

(3) 書類提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

- ・参加申込書類：令和元年6月28日（金）
- ・企画提案書類：令和元年7月24日（水）

② 提出場所：(1)に同じ

③ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

7. 現地説明会

(1) 開催日時：令和元年6月14日（金） 午後1時30分から午後3時30分

(2) 開催場所：岸和田城周辺

(3) 申込方法：現地説明会に参加を希望する者は、説明会参加申込書（様式6）に必要事項を記載し、6.(1)に提出すること。（FAX可、ただし着信確認の電話を行うこと。）

(4) 説明会への申込期限：令和元年6月12日（水） 午後5時まで

8. 質疑・応答

(1) 受付期間：現地説明会終了後から令和元年7月12日（金）午後5時まで。

(2) 提出方法：別紙の質問書（様式7）により、電子メールにて提出すること。

※必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答日時：随時回答し、令和元年7月17日（水）午後5時までに最終回答する。

(4) 回答方法：質問への回答は案件情報を本市ホームページ（トップページ > 分類ですが > 事業者向け情報 > 入札・契約情報 > 業務委託）に掲示し、個別には回答しない。

9. 企画提案書作成方法

業務仕様書を熟知のうえ企画提案書を作成してください。

10. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。（プレゼンテーションの時間、場所については後日案内する。パワーポイント等プレゼンテーションソフトの使用は認める予定だが、パソコン、プロジェクターは提案者が用意すること。この場合も提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもある。スクリーンは本市が用意する。）

※提案者が一者の場合でもプレゼンテーションによる審査は実施する。

※プレゼンテーションで使用する資材は、提出された企画提案書のみとする。企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止とするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用のパネル等の使用は可とする。

(3) 評価方法

提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容を基に、提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

(4) 候補者の選定方法

① (3) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

③ ①、②に関わらず、総合点が満点の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

②本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③参考見積書の金額が3. 予算額を超える場合

④評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤評価に係る選定委員または外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

⑦参加表明から、特定までの間に指名停止の要件になったもの。

11. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を本市ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、法人番号、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※名称は五十音順、総合点は点数順

ただし、対象者が1者の場合は総合点の公表はしない

(3) 外部有識者の所属及び役職名、意見

12. 契約手続

(1) 候補者に選定された者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。その際は契約保証金免除申請書（様式8）を提出すること。

- (3) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14. 情報公開及び提供

市は候補者に選定された者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

15. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。
天災等の緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は内容変更の協議をすることがあります。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできません。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、6.（1）あてに提出してください。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (6) 本件実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約できません。

附則

この要領は、令和元年6月3日から施行し、当該業務の契約の締結をもってその効力を失う。